

○農林水産省告示第千六百八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十に基づき、昭和五十五年四月三日農林水産省告示第四百三十七号（台湾産ボンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ及びびれいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成十一年十二月十七日から施行する。

平成十一年十二月十七日

農林水産大臣 玉沢徳一郎

一 中「リュウチン種のスウィートオレンジ」の下に「ポメロ」を加える。

四中(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) ポメロの生果実については、低温処理施設において、生果実の中心部が一度になつた後、引き続き十二日間その温度で消毒すること。

六の(三)中「又は束ねたこん包」を「束ねたこん包又はこん包を収容したコンテナ」に改める。
九中「こん包」の下に「又はこん包を収容したコンテナ」を加える。